

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

東青地域移住・交流サポート協議会長 様

令和5年度新しい働き方移住支援金交付申請書

令和5年度新しい働き方移住支援金交付要綱に基づき、新しい働き方移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		生年月日	
氏名		年 月 日	
住所	〒	電話 番号	
メールアドレス			

2 要件区分（該当する欄に○を付けてください）

ア 起業		イ 就業		ウ リモートワーク	
エ 専門人材		オ 関係人口			

3 交付限度額

(1) 同一世帯の同居の子の人数		人
(2) 交付限度額（250,000円＋上記の人数×250,000円）		円

※同居の子は、令和5年度新しい働き方移住支援金交付要綱第2条第5号に規定する者をいいます。

4 交付申請額

対象経費項目	対象経費金額
① 引越費用	円
② 転居交通費	円
③ 住宅購入費	円
④ 住宅賃借料	円
⑤ リモートワーク環境整備費	円
⑥ 作品制作環境整備費	円
⑦ 冬の生活備品購入費	円
⑧ 勤務先からの手当等	円

⑨ 対象経費合計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦-⑧)	円
⑩ 交付申請額 (※)	円

※ ⑨×1/2 の金額 (千円未満切り捨て) が 3(2)の交付限度額以内である場合はその金額、交付限度額を超える場合は交付限度額を記載してください。

5 勤務先の証明 (申請者が「2 要件区分」のウに該当する雇用保険の被保険者の場合)

申請者が、令和5年度新しい働き方移住支援金交付要綱第3条第4号に該当し、リモートワークを実施していることを証明します。

勤務先名称	部署名
電話番号	担当者氏名 ㊞

6 誓約事項

- 申請日から2年6月以上継続して転入市町村に居住する意思があります。
- 「イ 就業」又は「エ 専門人材」の場合、申請日から2年6月以上、継続して当該就業先に勤務する意思があります。
- 令和5年度新しい働き方移住支援金交付要綱第3条に定める交付対象者であることに相違ありません。
- 協議会から報告及び立入調査を求められた場合は、それに応じます。
- 以下の場合には、新しい働き方移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 申請日から1年6月を経過する日までの間に、転入先市町村から転出した場合：全額
 - (3) 申請日から6月を経過する日までの間に、令和5年度新しい働き方移住支援金交付要綱第3条第3号又は同条第5号の就業に関する要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (4) 申請日から1年6月を経過した日から2年6月を経過する日までの間に、転入先市町村から転出した場合：半額

様式第2号（第5条関係）

個人情報確認同意書

年 月 日

青森市長 様

住 所

氏 名

（自 署）

電話番号

私は、令和5年度新しい働き方移住支援金交付要綱に基づき、新しい働き方移住支援金の交付に関して必要な範囲内において、青森市が保有する私に関する下記の情報について、必要な事項を確認することに同意します。

記

- 1 住民基本台帳情報
- 2 青森市の市税の賦課徴収に関する情報

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

東青地域移住・交流サポート協議会長 様

所在地

事業者名

代表者名

⑩

電話番号

担当者

就業証明書（新しい働き方移住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者氏名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
県マッチングサイト 求人登録日 ※第3条第3号の場合のみ	
雇用形態 ※第3条第3号又は同条第5号の場合のみ	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は取締役など の経営を担う者との関係 ※第3条第3号の場合のみ	3親等以内の親族に該当しない
雇用契約の解除の予定 ※第3条第5号の場合のみ	目的達成後の解散を前提とした個別のプロジェクトの参加等、離職することが前提ではない

※新しい働き方移住支援金の申請に関する事務に当たり、勤務者の勤務状況などの情報を東青地域移住・交流サポート協議会の求めに応じて提供することについて、勤務者の同意を得ています。

年 月 日

東青地域移住・交流サポート協議会長 様

リモートワーク、クリエイター申告書兼誓約書

リモートワーク等実施者氏名	
事務所・事業所の場所	〒
主にリモートワーク、制作活動を実施している場所	〒
行っている事業の概要	
リモートワーク、制作活動の内容 (可能な限り具体的に記載してください。)	

【誓約事項】

- 1 上記の申告内容に虚偽の記載はありません。
- 2 申告内容の確認のため、東青地域移住・交流サポート協議会の求めに応じて情報提供します。
- 3 上記申告に虚偽の記載があることが判明した場合、又はリモートワークや制作活動を実施していると認められない場合は、支援金の交付を受けられないことを理解しており、既に交付を受けている場合は返還します。